

平成 22 年 11 月

日本内分泌学会  
理事長・専門医制度委員長 殿

臨床遺伝専門医制度委員会  
委員長 羽田 明  
日本人類遺伝学会  
理事長 中村 祐輔  
日本遺伝カウンセリング学会  
理事長 福嶋 義光

### 臨床遺伝専門医制度「暫定制度」開始のお知らせ

臨床遺伝専門医 (<http://jbmg.org/>) は、適切な遺伝医療を実行するとともに、臨床遺伝に関する種々の問題についてのコンサルテーションに応じることのできる専門医であり、日本人類遺伝学会と日本遺伝カウンセリング学会が合同で認定しています。

近年の急速なヒトゲノム・遺伝子解析研究の進展により、広範な臨床各科において、各種遺伝学的検査の実施が必要となってきております。また、一部ではありますが、遺伝学的検査やそれに伴う遺伝カウンセリングが保険適用になりました。遺伝学的検査により得られる個人遺伝情報は、疾患の診断に役立つ情報であること以外に、生涯変化しない情報であること、またその血縁者に関わる情報でもあることから、厚生労働省では、平成 16 年に公表したガイドライン(付表)において、「医療機関等が、遺伝学的検査を行う場合には、臨床遺伝学の専門的知識を持つ者により、遺伝カウンセリングを実施する」ことを求めています。

このような状況下、臨床遺伝専門医制度委員会では、臨床遺伝の急速な発展に伴って臨床各科における診療に遺伝医療の知識と技能が不可欠となりつつある現状に対応するために、専門医の受験資格に関して下記の暫定制度を実施することに致しましたので、広く貴学会会員並びに、貴学会が認定されている専門医の皆様にお知らせ下さいますようお願い申し上げます。

なお、この暫定制度は、すでに各科の専門医を取得済みの方で、多因子疾患を含めた遺伝性疾患の臨床を 3 年間以上実施していらっしゃる方を対象としています。

暫定制度の内容は以下の通りです。

#### 1. 暫定制度施行期間

2011 年度から 2013 年度までとします。

#### 2. 会員歴に関して

現行の規定では「3 年以上の日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の会員歴」を求めています。暫定制度では、「各科の専門医を取得後 3 年以上」を受験資格とします。「臨床遺伝専門医制度委員会」は提出された資料を審査することにより、受験資格認定をおこないます。この場合、受験申請時には日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の入会が条件となります。(申請書への入会金振込証明書の添付を求めます。)

#### 3. 遺伝医療の実践に関して

10例の既実践した遺伝医療に関するまとめの提出を求めます。この10例に関しては、稀少な

単一遺伝子病や染色体異常などに限らず、生活習慣病、精神疾患など発症における遺伝要因が関与する多因子疾患を含めます。これらの診療に際して、例えば遺伝子解析結果の説明、家族における再発の可能性などを説明された場合や、倫理的な配慮が必要であった場合の経験に関する記載などが想定されます。

#### 4. 筆記試験問題に関して

今後、「臨床遺伝専門医」認定の筆記試験問題は、臨床各科に共通して、これだけは知っておいてもらいたいと思われる「臨床遺伝に関するコア問題」に改変する予定です。具体的には、一診療科の専門領域に関する詳細な知識が要求される問題などは除外する方向で作業に着手しています。コア問題の例などは、現在、当委員会で検討中ですので、近日中にホームページ (<http://jbmg.org/>) に公表する予定です。

なお、本暫定制度の実施は、日本人類遺伝学会、日本遺伝カウンセリング学会の理事会で承認済みです。本暫定制度に関してのご質問、お問い合わせは以下にお願い致します。

臨床遺伝専門医制度事務局  
藤本 容子 (Σ ω τ η ρ ι α ソーテリア)  
〒260-0021 千葉市中央区新宿 2-3-18-601  
TEL 043-306-3391 FAX043-306-3381  
E-mail : [identenmoni@soteria.cc](mailto:identenmoni@soteria.cc)

付表:

厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」  
(2004年12月24日告示) <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1224-11.html>>

#### 10. 遺伝情報を診療に活用する場合の取扱い

遺伝学的検査等により得られた遺伝情報については、遺伝子・染色体の変化に基づく本人の体質、疾病の発症等に関する情報が含まれるほか、生涯変化しない情報であること、またその血縁者に関わる情報でもあることから、これが漏えいした場合には、本人及び血縁者が被る被害及び苦痛は大きなものとなるおそれがある。したがって、検査結果及び血液等の試料の取扱いについては、UNESCO 国際宣言、医学研究分野の関連指針及び関連団体等が定めるガイドラインを参考とし、特に留意する必要がある。

また、検査の実施に同意している場合においても、その検査結果が示す意味を正確に理解することが困難であったり、疾病の将来予測性に対してどのように対処すればよいかなど、本人及び家族等が大きな不安を持つ場合が多い。したがって、医療機関等が、遺伝学的検査を行う場合には、臨床遺伝学の専門的知識を持つ者により、遺伝カウンセリングを実施するなど、本人及び家族等の心理社会的支援を行う必要がある。